

夜行ワンマン運行時の特別措置

当社は、貸切バスの夜行運行については原則として複数運転者による運行を行うものとする。ただし、運転者の乗務時間が1日について10時間を超えない場合であって、次項以下に掲げる特別な安全措置を講じ、かつその内容を社外に公表しているときは、ワンマン運行を行うことができる。

夜行ワンマン運行を行う場合に実施する特別な安全措置は、次のとおりとする。

(1) 運転者の健康管理

出庫点呼において、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無及び体調・睡眠状況を厳格に確認すること。健康診断その他の結果により、夜行ワンマン運行に支障があると認められる運転者は従事させないこと。運行距離が100kmを超える夜間運行（運行開始時刻又は運行終了時刻が午前2時から午前4時の間にある運行、又は当該時刻をまたぐ運行）を行う場合、運行開始から100kmを超える時点で適切な場所（最初の休憩：サービスエリア等）において中間点呼を実施し次に掲げる内容について報告を求めかつ確認をし必要な指示を与えなければならない。

① 車両、道路及び運行の状況

② 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

(2) 休息時間及び連続運転時間の管理

運転者に対し、乗務開始前に継続11時間以上の休息時間を確保すること。

運行中は、連続運転時間を2時間以内とし、20分以上の休憩を必ず確保すること。

(3) 運行計画の適正化

夜行ワンマン運行における1日の乗務時間は10時間以内とすること。

深夜時間帯に過度な負担が集中しない行程とすること。

(4) 車両の安全装置

衝突被害軽減ブレーキ、ドライブレコーダーその他の安全装置を備えた車両を使用すること。

居眠り防止・注意喚起機能等を活用し、異常時には運行管理者が適切に対応できる体制を整えること。

(5) 運行管理者はGPS・デジタコにより走行状況を常時把握し、必要に応じて運転者に指示を行う。

運転者の異常が検知された場合、速やかに運行を中止させる体制を整える。

(6) 社内体制の整備及び情報公開

運行管理者は夜行ワンマン運行について随時の運行状況を把握し、必要に応じて運転者に指示を行うこと。本条に基づく特別な安全措置の内容については、当社のホームページ等を通じて社外に公表すること。前項に掲げる措置を実施することにより、夜行ワンマン運行の安全性を確保し、利用者に対してもその内容を明らかにするものとする。